

## リファービッシュ製品について

2025年1月  
圧力なべ協議会

リファービッシュ製品は現状では品質及び製品保証については法的な規定はなく、どの機関が修理・点検を行ったかにより正規メーカーと第三者機関によるものと2種類に分けられます。

正規メーカーによるリファービッシュ製品はメーカーが回収し、純正部品による修理と点検を行ったもので、メーカー基準を満たす製品として再販（もしくは再販売）されます。

一方で第三者機関（大手量販店及び中古販売業者など）によるリファービッシュ製品は自主基準による検査とメーカー保証ではない独自の製品保証のみで再販（もしくは再販売）されており、消費者の皆様への安全や安心してご使用いただける環境が整っているとは言えません。

圧力なべ協議会ではこのような状況を鑑みてリファービッシュ製品について以下の見解とお願いを申し上げます。

- ・ 自社及び自社が指定した工場以外で修理した製品についてはメーカー保証の対象外と致します。
- ・ リファービッシュ製品を取り扱う第三者機関（大手量販店など）においても再製品もPSC（消費生活用製品安全法）で定める特定製品と同様に法的規制の対象となり、適切な維持・管理が要求されます。

第三者機関の事業者様におかれましては上記内容をご理解頂いた上でリファービッシュ製品をお取り扱い頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

また、消費者の皆様におかれましても上記内容をご理解いただけますよう宜しくお願い致します。

以上